

平成 26 年度 第 6 回 臨時理事会の結果について

開催日時 平成 26 年 10 月 29 日 (水) 午後 3 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

1. 経常利益に関する件

顧問税理士藤原氏並びに伊東氏より損益計算書を基に説明を受け、今年度の支出予算でいくと昨年と同等であり、利益はほぼ昨年同時期と同じ利益である。昨年は納税が多かった。予想以上に収入が増えると思込まれる場合は、寄付貢献や懇親会等で支出するしか納税額を抑えることは出来なくなる。

今年度中古値引きを「30%」としているが、半期で見直しを行うに基づき顧問税理士より 20%~25%とした場合支出を抑えれば可能である。また、現行の「30%」で行ってもマイナスにならないよう支出を抑えて行けば良いのではないかと意見を伺った。納税額を 100 万円ぐらいで抑えたほうが良いと思う。との説明を受け、中古値引きを「30%」で継続とする。未払金処理については、組み替えは終わっている。

次に、顧問税理士より 11 月に行われる組合慰安旅行について、

(1) 社員旅行の税務チェックポイントが説明された。

- ① 旅行参加者は従業員全員を対象とし、かつ、50%以上の参加があること。
- ② 会社負担は概ね 10 万としそれを越える場合には半額程度を参加者負担とすること。
- ③ 一部の従業員しか参加出来ないレクリエーション行事を設けないこと。特に個別性が強くなるため、事前に相談が必要である。

(2) 社員旅行は、その旅行により従業員に供与する経済的利益の額が小額の現物供与は強いて課税しないという小額不追求の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が種々の要件を全て満たす時に、旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくても良いということになっている。つまり、社会貢通念上妥当と認められる金額内で、かつ、以下の要件を満たすことが必要となります。

- ① 旅行の期間が 4 泊 5 日以内
- ② 旅行に参加した人が全体の人数の 50%以上である。

(3) 過去の判例

- ① 給与課税は非課税と判断。行期間は 3 泊 4 日。
費用及び負担状況の旅行費用 15 万円 (内、使用者負担 7 万円) ~参加割合 100%
- ② 給与課税は非課税と判断。旅行期間は 4 泊 5 日
費用及び負担状況の旅行費用 25 万円 (内、使用者負担 10 万円) ~参加割合 100%
- ③ 給与課税を課税と判断。旅行期間は 5 泊 6 日
費用及び負担状況の旅行費用 30 万円 (内、使用者負担 15 万円) ~参加割合 50%

また、給与もしくは交際費として判定する必要があるもの。

- ① 役員だけで行う旅行
- ② 取引先に接待、慰安等のための旅行・・・(接待交際費)
- ③ 実質的に私的旅行と認められる旅行・・・(認められない)
- ④ 金銭との選択が可能な旅行・・・(給与所得となる)
 - ・ 不参加者へ対してお土産を準備してはと税理士へ確認をした結果、20,000円ぐらいまでは大丈夫だと思うとの回答を頂いた。現金は駄目である。
 - ・ 居酒屋で会議を行い、会議費として計上する場合は事例として調査官しだいである。社会通念上、妥当とするものである。
 - ・ 組合員へ、タブレット端末を贈与してはとの問いに対しては、10万円以内の物で「貸与」で2年間とかであれば良いが、貸与理由として全組合員との組合連絡用とし情報がスムーズに行うために等の理由であればである。
設立20周年記念品でパソコン・マッサージチェア等を組合員へ渡したが、強行に行った事である。

2. 全商協定例理事会(10/23開催)に関する件

(1) 連絡事項(日工組について)

- ① メーカーと新台の契約をしている販社を主体とする、優良販社の格付けを決める。
- ② 日遊協への団体加盟について
- ③ 新台の設置までの保全措置を強化する事になるので、中古遊技機移動についても目視による点検確認に限界があるので保全措置強化の協議をする。
- ④ 上野村ぱちんこ祭りの企画案を事務局間で更に進めていく事の確認。
- ⑤ 抱き合わせ販売の注意。

(2) その他連絡事項

- ① 全日遊連が日工組へ対してECOパチについて同意ができないと回答。
- ② 北遊商にて、遊技機のゲージ表に絡む事案が発生したため、ゲージ表は販社が所有してはならないものであり、ホールへ対して印刷をした物を渡してもいけない事であるので、取引先ホールを含め周知徹底をして頂きたい。
- ③ 名義貸しの事案が発生。発覚後、即除名処分とし、全国的な流れとして専従社員の疎明資料を、雇用保険から社会保険へと厳しくなる可能性がある。
- ④ 地区遊商にて、新台遊技機の盤(板)の納入時、枠番号の入力ミスが多い。現物の確認の徹底を行うこと。
- ⑤ 推進機構へ分担金下半期分23,852,000円を振り込みます。

(3) 機械流通委員会

売買サイトの契約書について、開発会社の(株)バリュークエストから提示された契約書があるが、雛形を作成しているので、今後、作成したものを精査する。

(4) 社会貢献委員会

- ① 「森の長城プロジェクト」について、全体で60名参加し、内全商協より15名が参加した。
- ② 平成26年度会長杯寄付先について、広島市へ土砂災害義捐金とし9月9日に全商協社会貢献委員長並びに中国遊商松原理事長が広島市役所へ訪問し寄贈を行った。
(8単組各10万円+全商協20万円の合計100万円)

(5) 中古流通協議会

- ① 確認証紙発給状況報告(6月から8月)
- ② 点検補助員関連改正事項について。

(6) リカバリーサポートネットワークについて

リカバリーサポートネットワーク、ポケットティッシュの配布について東遊商において、管轄する都・県遊協へ対し『ポケットティッシュ』を各ホールへ送付をした(約1,000万円)。また、全日遊連より中部遊商へ協力要請があった。ポケットティッシュを着払いで直接ホールへ送るので、拒否される可能性がある為、県遊協から各ホールに説明をしてもらうこととなっている。配布時期については、未確定である。

今後、順次各単組へ依頼があると思うので予算を組み込まなくていけないと思うので今後検討する。

(7) 遊技機産業活性化委員会、のめり込みについて

対策の案が警察庁より出され、日遊協・回胴遊商・全商協に説明があった。

ギャンブル依存症プロジェクトチームが日遊協で発足したので、今後のめり込みについて内容が進んで行くと思う。

(8) 宮城県社会福祉大会会長より表彰がされる。南三陸へ対しての貢献表彰である。

(全商協へ対して)

(9) 日工組と連絡会議が、10月24日(金)に開催される。

(10) 業界でさまざまな委員会があり、日遊協・全日遊連六団体等、開催場所を一箇所で行うよう今後の為に検討をしている。

(11) 処罰について

(12) 第5回全商協会会長杯チャリティゴルフコンペについて

3. 東北遊商委員会開催に関する件

(1) 社会貢献委員会開催の報告(10/15開催)

① 関西遊商との合同ボランティア活動

実施日 平成26年9月27日(土) 参加者19名

経費576,397円(ジャンパー200枚、470,000円・長靴等76,680円・保険5,700円・弁当20,520円・薬3,497円)

② 広瀬川清掃活動(1万人プロジェクト)

実施日 平成26年9月27日(土) 参加人数23名

経費 42,022 円(ごみ拾いばさみ 18,792 円・弁当 23,230 円)

③ 献血活動について

実施日 平成 26 年 10 月 10 日 (金)

場 所 パチンコまるたま名取店「駐車場」 献血希望者 68 名

④ 組合の慰安旅行に関する件

- ・ 第一班 (11/01~11/03) 14 名
- ・ 第二班 (11/12~11/14) 37 名の参加予定者数である
- ・ 旅行場所は、愛知県名古屋市及び三重県伊勢方面であることにより、11 月 13 日 (木)に中部遊商役員との懇親会等を行う。
- ・ 不参加となった販社へ対し 20,000 円ぐらいまでのお土産を準備する。
- ・ 宿泊先の部屋置き冷蔵庫の使用については自己負担とする。
- ・ 移動手段として、現地まで新幹線であるが来年度に開催する場合は飛行機の使用も検討をする。

(2) 機械流通委員会開催の報告 (10/29 開催)

- ① 9/8 から 9/12 にかけて全遊技機取扱主任者(身分証明書有効が切れた者)を対象として、スキルアップ及び自己診断の目的から「実技試験」並びに「筆記試験」を実施した。実技試験結果の『再講習者内容』『良好とみられる例』『試験官からの全体講評』を中古取扱販社へ参考まで 11 月 10 日頃に郵送を行う。尚、出席された主任者が筆記試験で間違えた問題及び回答を各個人へ郵送をする。
- ② 組合員からの質問事項について全商協に確認後に委員会で審議する。
- ③ 検定機移動申請書類を配送業者が紛失した際の対応について
申請時必要書類を配送業者が紛失した場合の取扱について、全国地区遊商の対応を確認した結果、そのような事案は無いとの報告を受け、当地区遊商においては柔軟に対応をする。
- ④ 再打刻時の『点検確認及びQR送信』について
一度発行された「打刻書類」の有効期間は、点検確認日より「50 日」としており、有効期間が切れ「60 日」までは一度発行している打刻書類の内容で『再打刻』を行っている。この『再打刻・打刻書類の有効期間内』における点検確認・QR送信については、『現状の保全措置のまま』及び『再QR送信は不要』とした。中古取扱販社へ対し、12 月 1 日頃に通知をする。
- ⑤ 顔認証携帯端末「アプリ」入替え進捗状況について (報告)
10 月 20 日より 11 月 14 日の期間にてアプリの入替えを行っており、10 月 28 日現在で対象数約 257 台に対し 131 台が入替済みである。
- ⑥ 遠隔地対策、機歴事前受付システムについて
 - ・ 10 月 1 日より遠隔地(宮城県以外)対策として、機歴事前受付システムを導入し 10 月 24 日(17 日間)現在での進捗状況の報告がされた。

- ・ 事前受付システムにての受付を年末年始の休暇に伴い、平成 26 年 12 月 16 日(火)から平成 27 年 1 月 4 日(日)の期間を休止とする。

4. 新規取扱主任者実技講習会の開催に関する件（結果報告）

- 開催日時 平成 26 年 10 月 16 日(木)午前 10 時より
受講対象者：4 名 実技講師：山内機械流通委員 講習会結果：全員合格

5. その他

- (1) 協賛金拠出について、秋田県遊協ゴルフコンペ(30,000 円)・宮遊協チャリティゴルフ(30 万)・福島県遊協カラオケ大会(50,000 円)
- (2) 『健全営業セミナー2014』視察研修結果に関する件
- (3) 組合員に関する件について
- (4) 部会再編について、各部会からの最終意見を確認した。

○回胴式部会…再編有りきで部会は一致している。

○商社部会…このまま進めて行くが 3 名、諸問題が解決するまでは進めてはいけませんが 3 名で、賛否に至らなかった。

(理事長)部会再編がなぜ必要かということだが今の中古流通制度を守るため中古流通制度崩壊の危機感の共有、技能向上、情報共有を徹底するために必要だからである。

○機械部会…再編は反対では無い。様々な計画を見せてほしいのです。例えば、もっとしっかりした設計図を描いてほしい。もっと、枠組みを提示してほしい。良い点・悪い点、いろいろ精査してから良い所を合わせてからでいいのではないかである。始めの一步は必要かと思う。

(専務理事)具申書は、二つの案があって提出されたものではない。51 社一本化であり、ただし、その他として他に案(4 部会案)もあるので、理事会で最終決定する時には参考にしてほしい案である。

○新台部会…何も問題なし。理事長へ任せる。

○代行店部会…3 部会とする総意である。

賛否を取る前に、理事長、機械部会へ対し二つの案を出しますかと問う。機械部会長は部会として反対している訳ではないので、二つ案を出してほしい。部会には、組合に携わってきた方が多いので危惧している。人数が増えると派閥が出来る。出席率が下がる。意思の疎通が出来なくなるのではないか。

(永山副理事長)出席率を上げるには、回胴遊商のように出席について縛りを設ければ良いのではないか。出席してもらわないと意思の疎通も出来なくなる。自社の糧である中古流通についての為にも出席しなくてはならないことであるので出席をすると思う。

理事長、51 社 3 部会での賛否を取る。

出席理事(11名)による賛否を取った結果、8名が賛成で3名不賛成であった。

よって、51社の運用・規程をどうするか等を、今後、再編検討委員会を頻繁に開催し内容を精査すること。51社(仮機械部会)に属することとなる、現在の機械・回胴・商社・代行各部会より、各1名ずつ新たに委員会に出席してもらうこととした。新たな人員人選は委員会時に決めるとし、前に進めるとした。

(5) ホームページ新規作成(更新)について承認をした。

(6) 部会活動助成費執行状況が報告され、10月29日現在で機械部会助成費1,100,000円に対し全て執行済み。回胴式部会助成費2,000,000円に対し356,400円執行。代行店部会助成費1,700,000円に対し712,800円執行。新台・商社両部会は未執行である。

また、懇親会だけの開催等では難しいと判断されるので適正な計画書を提出すること。

(7) 退職者への「賞状」の授与について

平成26年12月20日付けで退職予定の千葉事務局長へ対し、表彰の根拠就業規則第40条により、賞状及び記念品(2万円相当)を授与された。